

施工業者様へ

名取市墓地公園内の墓石工事等における遵守事項について

名取市墓地公園内の墓石工事等に当たっては、事前に「墓地公園一時使用許可申請書」を墓地公園内管理棟受付窓口に申請し許可を受けるとともに、次の事項を遵守するようお願いします。

なお、受付順に工事の許可承認を行いますが、周辺で工事が行われている場合など、工事着手時期を調整させていただく場合がありますので、予めご承知おきください。

- 1 別紙「墓地の設置基準と区画の大きさ」「名取市墓地公園の施設の制限、手続き等の運用について」を熟読のうえ、施工計画をたててください。
- 2 工事に当たっては、周辺の墓石等を傷つけないよう、細心の注意を払ってください。万が一周辺の墓地等に損傷を与えた場合は、直ちに市に報告し指示を受けてください。
- 3 墓地区画内への工事車両等の進入は、必要最小限にとどめるものとし、運搬車両については、資材等の積み降ろし後速やかに駐車場に移動してください。
- 4 墓地区画内の別図赤着色の外周路、主要路以外の通路は、車両の通行に耐えられる舗装構造とはなっておりませんので、小型重機等を乗り入れする場合は、コンパネ等で養生してください。(舗装に割れ等が入りますので、遵守願います。)
- 5 芝生墓地区画内の芝生部分へのトラック・小型重機等の乗り入れは原則禁止です。工事施工上、芝生部分に車両等を乗り入れする場合は、芝生の養生計画を策定し、市と事前協議の上許可を受けてください。
- 6 墓地区画内は、お墓参りや他の関係者等も通行しますので、徐行を徹底するとともに、工事施工中は安全に十分注意し行ってください。
- 7 工事完了後は、「墓地公園一時使用許可に係る工事完了検査申請書」を墓地公園内管理棟受付窓口に提出してください。

〒981-1292

名取市増田字柳田 80 番地

名取市生活経済部クリーン対策課環境衛生係

担当：齋藤 TEL 022-724-7160